

平成25年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成25年度11月補正予算関係)

農林水産部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年11月定例会議案説明資料目次

農 林 水 産 部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 畜産課 農地・水保全課 森林づくり推進課	1 2 4 6
	2 公共事業補正予算総括表	農地・水保全課 森林づくり推進課	9
	3 歳入歳出事項別明細書	—	14
	4 節の明細	—	18
	5 繰越明許費に関する調書	農地・水保全課 県産材・林産振興課	19
	6 債務負担行為に関する調書	農地・水保全課他1	20

(特別会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 4 号	平成25年度鳥取県県営境港水産施設事業 特別会計補正予算		
	1 歳入事項別明細書		21
	2 補正予算説明資料	水 産 課	22
	3 歳出事項別明細書		23
	4 節の明細		24

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 12 号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	生 産 振 興 課	25
第 29 号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立農村総合 研修所)について	農 政 課	27
第 30 号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取二十 世紀梨記念館)について	生 産 振 興 課	31
第 31 号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり出 合いの森)について	森 林 づ くり 推 進 課	37
第 32 号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営境港水産 物地方卸売市場及び境漁港)について	水 産 課	42

議案説明資料総括表

農林水産部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
畜産課	1,186,529	2,915	1,189,444				2,915	
農地・水保全課	5,674,728	30,000	5,704,728	30,000				
森林づくり推進課	1,728,458	351,825	2,080,283	200,000	74,000	39,239	38,586	
合計	28,390,101	384,740	28,774,841	230,000	74,000	39,239	41,501	

区分	予算額	主な内容
一般事業	41,415	第11回全共出品対策事業 830 特定家畜伝染病危機管理対策事業 2,085 松くい虫等防除事業 35,000 ナラ枯れ対策事業 3,500
公共事業	343,325	(新)緊急ため池調査事業 30,000 造林事業 313,325

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

2目 畜産振興費

畜産課(内線:7290)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
第11回全共出品対策事業	477	830	1,307				830											
トータルコスト	477	830	1,307	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付業務、事業関係調整、調査														
工程表の政策目標(指標)	子牛生産頭数・肉牛出荷頭数の増加や高価格販売による「和牛王国鳥取」の復活(平成35年目標:子牛生産頭数4,000頭、肉牛出荷頭数5,000頭)																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成29年に宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会(以下「全共」という。)で上位入賞を狙うため、生産者が所有する高能力雌牛から出品候補牛となる受精卵を確保するための経費について助成する。生産者が所有する高能力雌牛からの受精卵採卵は平成26年4月以降に計画していたが、今年10月の交配種雄牛決定を受けて採卵を行う雌牛を調査したところ、今年度中に採卵しなければならない牛(※)が10頭いることが判明したため、計画を前倒して取り組む。</p> <p>※牛は1年に1産する。受精卵採卵は分娩から次の妊娠までのわずかな期間しか実施することができない。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1)事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>事業費</th> <th>予算額</th> <th>負担区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採卵協力費</td> <td>生産者が所有する高能力雌牛から出品候補牛となる受精卵を確保するための経費</td> <td>1,660</td> <td>830</td> <td>県 1/2以内 JAグループ及び 生産者1/2以上</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	事業費	予算額	負担区分	採卵協力費	生産者が所有する高能力雌牛から出品候補牛となる受精卵を確保するための経費	1,660	830	県 1/2以内 JAグループ及び 生産者1/2以上
区分	内容	事業費	予算額	負担区分														
採卵協力費	生産者が所有する高能力雌牛から出品候補牛となる受精卵を確保するための経費	1,660	830	県 1/2以内 JAグループ及び 生産者1/2以上														
<p>(2)事業実施主体</p> <p>第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会(事務局:公益社団法人鳥取県畜産推進機構)</p>																		
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1)5年に一度開催される全共は各県の和牛改良の成果を競う場であり、全共の成績が各県和牛ブランドの知名度に大きな影響を与えるものとなっている。</p> <p>(2)平成24年10月に長崎県で開催された第10回全共において、鳥取県は総合成績で第9回全共から1つ順位を下げ7位となったが、肉牛の部の第9区で第1回全共の「気高」号以来の上位入賞を果たす等、出品対策によって一定の成果は得られた。</p> <p>(3)第11回全共は、第10回全共での反省を踏まえ、前回より1年早い今年4月から出品対策に取り組み、10月に肉牛区交配種雄牛を決定した。平成26年秋から始まる交配に向けて、今後、雌雄判別精液や受精卵移植を活用した出品候補牛の効率生産に取り組み、第10回全共を上回る成績を目指す。</p>																		

平成25年度一般会計補正予算説明資料

畜産課(内線:7287)

3目 家畜保健衛生費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
特定家畜伝染病危機管理対策事業	116,650	2,085	118,735				2,085							
トータルコスト	138,099	2,085	140,184	(補正に係る主な業務内容) 関係機関との連絡調整、備品購入事務										
従事する職員数	2.7人	0.0人	2.7人											
工程表の政策目標 (指標)	家畜疾病の発生数の低減													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要 今冬の高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、処分した鶏の焼却作業に必要な作業台を早急に整備するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品購入費</td> <td>処分した鶏の焼却作業に必要な作業台の整備</td> <td>2,085</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点 処分した鶏を密閉容器に梱包し一般焼却場で処分することを想定した防疫演習により、焼却炉へ投入するためには一階の不燃ゴミ受入口の上に作業台を設置し、4階にある焼却炉の投入口までクレーンで引き上げる必要があることが判明した。</p>									区分	内容	補正額	備品購入費	処分した鶏の焼却作業に必要な作業台の整備	2,085
区分	内容	補正額												
備品購入費	処分した鶏の焼却作業に必要な作業台の整備	2,085												

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 3項 農地費
 1目 農地総務費

農地・水保全課(内線:7336)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	15,795	〔債務負担行為〕 12,477 0	〔債務負担行為〕 12,477 15,795			〔債務負担行為(財産収入)〕 12,477		
トータルコスト	20,561	0	20,561	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	募集事務、委託事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金(※)」の運用益を活用し、農山村地域の農地・井手等の保全活動を支える農山村ボランティアの派遣や調整を行う「農山村ボランティア事務局」の運営を民間団体に委託し、農山村地域の活性化と農山村資源の維持・保全を図る。

4月からのボランティア活動の開始時期に合わせ、本年度内に事務局を委託する団体を決定する必要があることから、債務負担行為を設定する。

※中山間地域における、農地や農業用水路等の有する多面的な機能の維持・強化を目的として、国庫補助金を活用して平成5年から平成12年にかけて積み立てを行った基金(H26末残高(見込)1,205,028千円、H26運用益(見込)17,599千円)

2 主な事業内容

創意工夫による効果的なボランティア派遣や保全活動が行われるように、「農山村ボランティア事務局」の運営業務をNPO法人や地域活性化団体等の民間団体へ委託する。

<主な委託内容>

- ・ボランティア募集・派遣、受入集落との調整、活動広報
- ・ボランティア派遣地区の活性化に向けた地域実態調査
- ・「農地と水保全支援員」による保全活動の指導・アドバイス

3 債務負担行為限度額

農山村ボランティア事務局運営業務委託 12,477千円(平成26年度)

内訳	東・中部	8,700千円
	西部	3,777千円

4 これまでの取組状況、改善点

- (1) 平成24年度からボランティア事務局を東・中部地区と西部地区の2地区に分けたことにより、ボランティアの受入集落の増加に繋がった。(平成25年度は10月時点)

年度	東・中部	西部	延べ参加人数
H23	11	5	536
H24	23	7	532
H25	19	7	425

- (2) ボランティア活動を通じて、次の成果に繋がった。

- ・米生産から販売、地域活動支援を行う三徳レンジャーが結成された。(三朝町三徳地区)
- ・ボランティア事務局スタッフが運営する農家民宿が開設された。(鳥取市河原町神馬)
- ・集落内に伝わる菖蒲ヶ平ル(しょうぶがなる)伝説の菖蒲畑を復活させた。(伯耆町福永)

平成25年度一般会計補正予算説明資料

農地・水保全課(内線:7323)

4目 農地防災事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農地防災事業	債務負担行為 464,000	債務負担行為 15,000	債務負担行為 479,000	債務負担行為 8,250	債務負担行為 4,000	債務負担行為 2,400	債務負担行為 350	
	384,465	30,000	414,465	30,000				
トータルコスト	476,615	0	476,615	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	11.6人	0.0人	11.6人	県営工事および委託業務の執行、補助金事務、国との調整				
工程表の政策目標 (指標)	ため池整備箇所数の増 平成30年度 111箇所							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

受益面積2ha以上のため池について施設点検を実施しているところであるが、本年9月4日に鳥取観測所で130mm/日を超える記録的な大雨が観測されるなど、各地でゲリラ豪雨が頻発しており、ため池の安全確保に向けた取組の重要性が増している。

このため、今回、受益面積0.5～2haのため池についても施設点検を実施し、防災・減災対策の推進を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	備考
補助事業 県営地域ため池総合整備事業	債務負担行為 411,000	債務負担行為 15,000	債務負担行為 426,000	詳細設計の結果、ため池基礎地盤の改良等が必要になったため。
	176,500	0	176,500	
(新)緊急ため池調査事業	0	30,000	30,000	受益面積0.5～2ha未満のため池(202箇所)について漏水、クラック、変状、周辺状況などの施設点検を行う。
補助事業 計	債務負担行為 411,000 176,500	債務負担行為 15,000 30,000	債務負担行為 426,000 206,500	
補正に係るもの 計	債務負担行為 411,000 176,500	債務負担行為 15,000 30,000	債務負担行為 426,000 206,500	

(着工地区の概要:別紙のとおり)

3 債務負担行為限度額

平成25年度県営地域ため池総合整備(上神・寺谷地区)工事

補正前 52,000千円(平成26年度)

補正 15,000千円(平成26年度)

計 67,000千円(平成26年度)

4 これまでの取組状況、改善点

・ため池の施設点検については、県、市町村及び地元関係者でため池点検パトロール(漏水のチェック、施設管理の現地指導)を行っており、平成20年度から平成24年度までに423箇所のため池の点検を実施した。

・今年度は上記ため池点検パトロールに追加して、受益面積2ha以上のため池の施設点検を453箇所実施し、洪水断面検討、漏水量測定、被害想定区域図の作成等を実施している。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

4目 森林病虫害防除費

森林づくり推進課(内線:7305)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
松くい虫等防除事業	102,444	35,000	137,444				35,000	
トータルコスト	125,482	35,000	160,482	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	松くい虫被害に対する被害木の駆除				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年9月末現在の松くい虫被害量は、前年度に引き続き2年連続で深刻な状況であり、被害拡大防止対策の徹底を図るため、駆除事業の増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

(単位:千円)

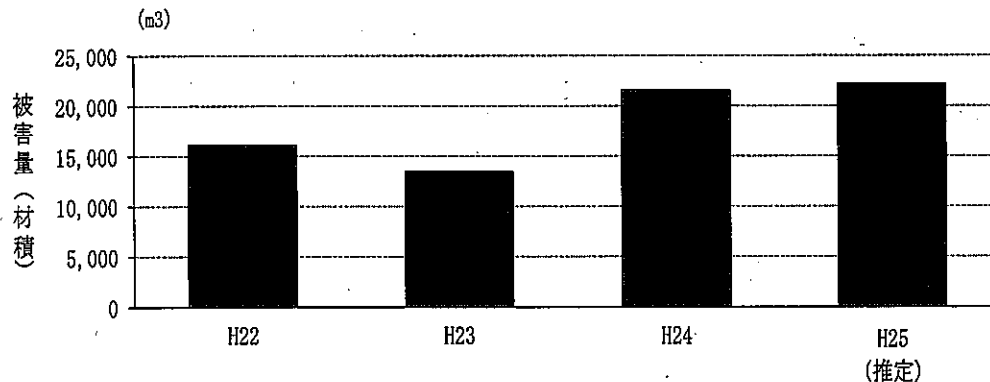
区分	事業内容	補正前		補正		計		
		事業費	予算額	事業費	予算額	事業費	予算額	
予防事業	ヘリコプターを利用した松林への薬剤散布等	94,835	56,763	0	0	94,835	56,763	
駆除事業	緊急防除:ヘリコプターを利用した被害木への薬剤散布	3,410	1,705	0	0	3,410	1,705	
	伐倒・特別伐倒駆除:被害木の伐倒、破砕、焼却処理等	県実施(10/10)	11,330	11,330	35,000	35,000	46,330	46,330
		市町村実施(1/2)	40,786	20,393	0	0	40,786	20,393
その他	被害防止対策、事務費等	14,288	12,253	0	0	14,288	12,253	
合計		164,649	102,444	35,000	35,000	199,649	137,444	

3 これまでの取組状況、改善点

松くい虫の駆除と予防を組み合わせた被害対策を継続して実施した結果、近年、被害量は横ばいで推移してきたが、平成25年度は夏場の高温小雨により平成24年度と同様に被害が激増しており、徹底した駆除による被害拡大防止対策が必要である。

(参考)

年度別松くい虫被害量



平成25年度一般会計補正予算説明資料

森林づくり推進課(内線:7305)

4目 森林病虫害防除費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ナラ枯れ対策事業	19,482	3,500	22,982				3,500	
トータルコスト	36,164	3,500	39,664	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.1人	0.0人	2.1人	ナラ枯れ被害に対する被害木の駆除				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大山を中心とする周辺市町村で発生したナラ枯れ被害の拡大を防止するため、被害木の徹底駆除(感染源であるカシノナガキクイムシが生息する被害木のくん蒸・搬出焼却等)に要する経費の増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業内容	事業主体	補正前		補正		計		
		事業費	予算額	事業費	予算額	事業費	予算額	
被害木探査 〔被害先端区域におけるヘリコプターとGPSによる被害木特定〕	県	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	
カシノナガキクイムシ 駆除 〔被害木の薬剤によるくん蒸、伐倒搬出焼却による駆除等〕	緊急対策区域	市町村	8,856	8,856	3,500	3,500	12,356	12,356
	被害区域		4,660	3,495	0	0	4,660	3,495
	県有林	県	832	832	0	0	832	832
その他(県民参加の防除活動等)		4,299	4,299	0	0	4,299	4,299	
合 計		20,647	19,482	3,500	3,500	24,147	22,982	

3 これまでの取組状況、改善点

平成19年度には、県東部を中心にナラ枯れ被害が発生し、南・西方向へ徐々に拡大し、景観の低下、住宅や道路への倒木被害の発生等が懸念されたため「鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会」を設置し、国・県・関係市町が連携して、被害木駆除の取組を開始した。

平成21年度には、被害が西進し、大山町でも飛び地的な被害が発生したため、県中・西部地域を「被害先端区域」に指定し、県によるヘリコプターとGPSを活用した被害木の所在特定と、それに基づいて市町村が行う徹底駆除への支援を充実した結果、大山町では枯死被害を抑制することができた。

しかし、平成25年度には、被害が更に西進し、県中・西部地域でも、局所的な枯死被害が複数箇所発生し、大山周辺区域では、新たな集団発生が3地区発生したことから、従来の「被害先端区域」を、「緊急対策区域」へと名称変更するとともに、大山隠岐国立公園及び周辺地域の広域的な被害状況の把握、被害対策の検討及び実施方針の取りまとめ等を行い、ナラ枯れ被害の拡大防止を図る「大山広域ナラ枯れ被害対策協議会」を新たに設置するなど、継続して被害木の徹底駆除に取り組んでいる。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

森林づくり推進課 (内線: 7305)

5目 造林費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 造林事業	1,083,183	313,325	1,396,508	200,000	(37,000) 74,000	(基金繰入金) 39,239	86	県費負担 37,086
トータルコスト	1,083,183	313,325	1,396,508	(補正に係る主な業務内容) 制度設計、周知説明、補助金交付事務、国との調整				
従事する職員数	6.3人	0.0人	6.3人					
工程表の政策目標(指標)	間伐の推進(目標: 4,400ha/年)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

森林の有する多面的機能に応じた整備を進めるため、一定の要件を満たす森林整備(植栽、間伐、森林作業道整備等)に対し支援を行う。今回、国の追加認証に伴う増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名		補正前	補正	計
補助事業	森林環境保全整備事業	868,829	305,905	1,174,734
	県費上乘せ	42,001	7,420	49,421
	補助事業 計	910,830	313,325	1,224,155
補正に係るもの 計		910,830	313,325	1,224,155

(着工地区の概要: 別紙のとおり)

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度補正予算説明資料

農林水産部 (単位:千円)

予算関係

事業名	補正前	補正	計	財源			備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他 一般財源		
一般公共事業	3,977,467 (1,196,383)	343,325	4,320,792 (1,196,383)	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086 (次頁に記載)
直轄事業	51,480		51,480					
単県公共事業	56,731		56,731					
一般単県公共事業	52,131		52,131					
県費嵩上補助	4,600		4,600					
小計 (一般公共、直轄、単独)	4,085,678	343,325	4,429,003	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086
災害公共事業	1,126,083		1,126,083					
災害公共事業	1,108,483		1,108,483					
直轄災害公共事業								
一般単県公共事業	17,600		17,600					
農林水産部合計	5,211,761	343,325	5,555,086	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086

(注) 直轄事業の()内は事業費である。
起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度補正予算説明資料

農林水産部 (単位:千円)

予算関係

事業名	補正前	補正	計	財源			備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業計	3,977,467	343,325	4,320,792	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086
農業農村整備事業	1,404,194	30,000	1,434,194	30,000				緊急ため池調査事業 全県
林道事業	1,415,459		1,415,459					
造林事業	1,083,183	313,325	1,396,508	200,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086
治山事業	74,631		74,631					
直轄事業計	(1,196,383)		(1,196,383)					
水産基盤整備事業	(1,196,383)		(1,196,383)					
公共事業計	4,028,947	343,325	4,372,272	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086
一般単県公共事業計	52,131		52,131					
農業農村整備事業	18,897		18,897					
土地改良事業調査								
林道事業	32,900		32,900					
水産基盤整備事業	334		334					
県費高上補助計	4,600		4,600					
団体営土地改良事業費補助金	4,600		4,600					
単県公共計	56,731		56,731					

(注) 直轄事業の()内は事業費である。
起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度補正予算説明資料

予算関係

農林水産部 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源				備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
災害公共事業計	1,108,483		1,108,483						
耕地災害復旧事業	734,465		734,465						
林道施設災害復旧事業	374,018		374,018						
直轄災害公共事業計									
直轄耕地災害復旧費負担金									
一般単県公共事業計	17,600		17,600						
単県耕地災害復旧事業	2,600		2,600						
単県林道施設災害復旧事業	15,000		15,000						
災害事業計	1,126,083		1,126,083						
公共事業計 (災害公共含む)	5,137,430	343,325	5,480,755	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086	
単県公共計 (災害単県含む)	74,331		74,331						
農林水産部合計 (再掲)	5,211,761	343,325	5,555,086	230,000	<37,000> 74,000	39,239	86	県費負担 37,086	

(注) 直轄事業の()内は事業費である。
起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成25年度 公共事業着工地区の概要(変更分)

農地・水保全課 (単位:千円)

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	25年度 事業費	25年度事業内容
緊急ため池 調査事業	全県	H25	(0) 30,000	ため池施設状況点検:202箇所	(0) 30,000	(-) ため池施設状況点検:202箇所

注) 表中()内数字は変更前の事業費及び事業量である。

平成25年度公共事業着工地区の概要(変更分)

森林づくり推進課(単位:千円)

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	25年度 事業費	25年度事業 内 容
造林事業 【森林環境保全整備事業】 (森林環境保全直接支援事業)	全 県	H25～	—	森林整備	(868,829) 1,174,734	(森林整備 2,761ha) 森林整備 3,171ha
(県費上乘せ)	—	—	—	—	(42,001) 49,421	
森林環境保全整備事業 計	—	—	—	—	(910,830) 1,224,155	

注) 表中()内数字は変更前の事業費及び事業量である。

平成25年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書 (農林水産部)

(単位:千円)

款 項 目 節	6款 農林水産業費									
	うち農林水産部									
	2項 畜産業費									
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	359,275		359,275	335,333		335,333	53,896		53,896	
2 給 料	2,488,356		2,488,356	2,326,392		2,326,392	327,609		327,609	
3 職 員 手 当 等	1,260,303		1,260,303	1,178,655		1,178,655	169,971		169,971	
4 共 済 費	955,875		955,875	893,170		893,170	128,532		128,532	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	733		733	733		733	321		321	
8 報 償 費	41,947		41,947	41,082		41,082	5,815		5,815	
9 旅 費	103,055		103,055	98,359		98,359	10,526		10,526	
費用弁償	3,926		3,926	3,706		3,706	152		152	
普通旅費	87,161		87,161	82,930		82,930	9,904		9,904	
特別旅費	11,968		11,968	11,723		11,723	470		470	
10 交 際 費										
11 需 用 費	530,733		530,733	512,166		512,166	164,972		164,972	
食糧費	5,185		5,185	5,177		5,177	312		312	
その他の需用費	525,548		525,548	506,989		506,989	164,660		164,660	
12 役 務 費	129,524		129,524	123,206		123,206	18,918		18,918	
13 委 託 料	1,500,036	70,000	1,570,036	1,208,494	65,000	1,273,494	25,605		25,605	
14 使用料及び賃借料	197,098		197,098	185,610		185,610	28,614		28,614	
15 工 事 請 負 費	3,853,177	29,500	3,882,677	2,167,847		2,167,847	14,394		14,394	
16 原 材 料 費	2,031		2,031	2,031		2,031	320		320	
17 公 有 財 産 購 入 費	12,300		12,300	12,300		12,300				
18 備 品 購 入 費	118,045	2,085	120,130	117,415	2,085	119,500	67,959	2,085	70,044	
19 負担金、補助及び交付金	15,166,726	317,655	15,484,381	14,958,209	317,655	15,275,864	345,738	830	346,568	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	806,298		806,298	806,298		806,298	27,500		27,500	
22 補償、補填及び賠償金	59,110	1,500	60,610	36,760		36,760	3,180		3,180	
23 償還金、利子及び割引料	1,741,611		1,741,611	1,741,611		1,741,611	18		18	
24 投 資 及 び 出 資 金	10		10	10		10				
25 積 立 金	234,160		234,160	234,160		234,160				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	337		337	337		337	136		136	
28 繰 出 金	283,840		283,840	283,840		283,840				
予 備 費										
計	29,844,580	420,740	30,265,320	27,264,018	384,740	27,648,758	1,394,024	2,915	1,396,939	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	5,228,790	248,000	5,476,790	4,290,306	230,000	4,520,306	95,094		95,094
	地 方 債	1,806,000	90,000	1,896,000	1,078,000	74,000	1,152,000			
	そ の 他	8,636,159	39,239	8,675,398	8,603,645	39,239	8,642,884	71,421		71,421
	一 般 財 源	14,173,631	43,501	14,217,132	13,292,067	41,501	13,333,568	1,227,509	2,915	1,230,424

(単位:千円)

款 項 目 節										
	2目 畜産振興費						3項 農地費			
	2目 畜産振興費			3目 家畜保健衛生費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				14,452		14,452	31,103		31,103	
2 給 料							290,799		290,799	
3 職 員 手 当 等							146,575		146,575	
4 共 済 費				2,298		2,298	110,895		110,895	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	5,533		5,533	12		12	1,143		1,143	
9 旅 費	296		296	4,261		4,261	7,753		7,753	
費用弁償				152		152	170		170	
普通旅費	30		30	4,024		4,024	7,018		7,018	
特別旅費	266		266	85		85	565		565	
10 交 際 費										
11 需 用 費	323		323	43,794		43,794	17,949		17,949	
食 糧 費				40		40	83		83	
その他の需用費	323		323	43,754		43,754	17,866		17,866	
12 役 務 費	1,617		1,617	2,899		2,899	12,499		12,499	
13 委 託 料	10,903		10,903	9,204		9,204	284,359	30,000	314,359	
14 使用料及び賃借料	70		70	19,312		19,312	22,368		22,368	
15 工 事 請 負 費	10,679		10,679	3,715		3,715	969,588		969,588	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費							12,300		12,300	
18 備 品 購 入 費	29,920		29,920	12,625	2,085	14,710				
19 負担金、補助及び交付金	240,973	830	241,803	104,740		104,740	3,553,303		3,553,303	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	27,500		27,500							
22 補償、補填及び賠償金	3,180		3,180				9,150		9,150	
23 償還金、利子及び割引料	18		18							
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金							491		491	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	25		25							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	331,037	830	331,867	217,312	2,085	219,397	5,470,275	30,000	5,500,275	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	8,516		8,516	86,578		86,578	1,925,164	30,000	1,955,164
	地 方 債							352,000		352,000
	そ の 他	55		55	7,137		7,137	475,213		475,213
	一 般 財 源	322,466	830	323,296	123,597	2,085	125,682	2,717,898		2,717,898

(単位:千円)

款 項 目 節										
	4目 農地防災事業費			4項 林業費			4目 森林病虫害防除費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				49,016		49,016	4,188		4,188	
2 給 料	14,875		14,875	419,634		419,634				
3 職 員 手 当 等				211,514		211,514				
4 共 済 費				159,536		159,536	248		248	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金				385		385				
8 報 償 費	127		127	8,785		8,785	68		68	
9 旅 費	126		126	22,312		22,312	1,301		1,301	
費用弁償				1,759		1,759	632		632	
普通旅費				17,588		17,588	625		625	
特別旅費	126		126	2,965		2,965	44		44	
10 交 際 費										
11 需 用 費				54,391		54,391	2,318		2,318	
食糧費				2,309		2,309	70		70	
その他の需用費				52,082		52,082	2,248		2,248	
12 役 務 費				25,016		25,016	1,052		1,052	
13 委 託 料	77,000	30,000	107,000	306,542	35,000	341,542	14,813	35,000	49,813	
14 使用料及び賃借料	4,150		4,150	61,661		61,661	351		351	
15 工 事 請 負 費	288,140		288,140	1,086,905		1,086,905				
16 原 材 料 費				754		754				
17 公 有 財 産 購 入 費	1,100		1,100							
18 備 品 購 入 費				5,930		5,930				
19 負担金、補助及び交付金				8,596,430	316,825	8,913,255	90,071	3,500	93,571	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				595,250		595,250				
22 補償、補填及び賠償金	6,350		6,350	23,930		23,930	7,516		7,516	
23 償還金、利子及び割引料				1,727,585		1,727,585				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金				233,669		233,669				
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金				145,894		145,894				
予 備 費										
計	391,868	30,000	421,868	13,735,139	351,825	14,086,964	121,926	38,500	160,426	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	201,624	30,000	231,624	1,682,561	200,000	1,882,561	13,841		13,841
	地 方 債	118,000		118,000	680,000	74,000	754,000			
	そ の 他	49,952		49,952	7,783,481	39,239	7,822,720	7		7
	一 般 財 源	22,292		22,292	3,589,097	38,586	3,627,683	108,078	38,500	146,578

(単位:千円)

款 項 目	農林水産部 合計						
	5目 造林費			補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額				補正後
1 報 酬	6,279		6,279	335,333		335,333	
2 給 料	29,448		29,448	2,326,392		2,326,392	
3 職 員 手 当 等	14,840		14,840	1,178,655		1,178,655	
4 共 済 費	11,784		11,784	893,170		893,170	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賃 金				733		733	
8 報 償 費	720		720	41,082		41,082	
9 旅 費	516		516	98,359		98,359	
費用弁償				3,706		3,706	
普通旅費	200		200	82,930		82,930	
特別旅費	316		316	11,723		11,723	
10 交 際 費							
11 需 用 費	462		462	512,166		512,166	
食糧費				5,177		5,177	
その他の需用費	462		462	506,989		506,989	
12 役 務 費	200		200	123,206		123,206	
13 委 託 料	66,865		66,865	1,219,494	65,000	1,284,494	
14 使用料及び賃借料	350		350	185,610		185,610	
15 工 事 請 負 費				2,324,397		2,324,397	
16 原 材 料 費				2,031		2,031	
17 公 有 財 産 購 入 費				12,300		12,300	
18 備 品 購 入 費				117,415	2,085	119,500	
19 負担金、補助及び交付金	1,154,819	313,325	1,468,144	15,916,742	317,655	16,234,397	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金	324,080		324,080	806,298		806,298	
22 補償、補填及び賠償金				36,760		36,760	
23 償還金、利子及び割引料				1,741,611		1,741,611	
24 投 資 及 び 出 資 金				10		10	
25 積 立 金				234,160		234,160	
26 寄 付 金							
27 公 課 費				337		337	
28 繰 出 金	145,109		145,109	283,840		283,840	
予 備 費							
計	1,755,472	313,325	2,068,797	28,390,101	384,740	28,774,841	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	687,350	200,000	887,350	5,366,059	230,000	5,596,059
	地 方 債	257,000	74,000	331,000	1,106,000	74,000	1,180,000
	そ の 他	78,707	39,239	117,946	8,603,645	39,239	8,642,884
	一 般 財 源	732,415	86	732,501	13,314,397	41,501	13,355,898

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
6款 農林水産業費	
2項 畜産業費	
2目 畜産振興費	
負担金、補助及び交付金	830
・第11回全共出品対策事業費補助金	
4項 林業費	
4目 森林病虫害防除費	
負担金、補助及び交付金	3,500
・鳥取県松くい虫等防除事業費補助金	
5目 造林費	
負担金、補助及び交付金	313,325
・鳥取県造林事業費補助金	

繰越明許費に関する調書

一般会計

農林水産部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
						国庫支出金	その他	起債	
6 農林水産業費	3 農地費	4 農地防災事業費	緊急ため池調査事業費	30,000	30,000	30,000	0	0	
	4 林業費	6 林道費	県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業費	578,000	197,541	98,771	14,816	75,000	8,954
農林水産部一般会計合計				608,000	227,541	128,771	14,816	75,000	8,954

繰越理由一覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	繰越額	繰越理由
緊急ため池調査事業費	全県	30,000	国庫補助金の認証増により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業費	桑原河内、因美、窓山	197,541	切取法面の工法検討等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
計		227,541	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	その他 千円		
平成25年度 農山村ポランティア事務 局運営業務委託	千円 12,477		千円 12,477	平成26年度	千円 12,477			12,477			
平成25年度 農業改良普及所機械養 備業務委託	2,157			平成26年度から 平成28年度まで	2,157						2,157
平成25年度 中小家畜試験場施設設 理等業務委託	1,896			平成26年度から 平成28年度まで	1,896						1,896

変更分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	その他 千円	
補正額 前	千円 52,000			平成26年度	千円 52,000	28,600	14,000	8,320		1,080
補正額	15,000			平成26年度	15,000	8,250	4,000	2,400		350
補正額 後	67,000			平成26年度	67,000	36,850	18,000	10,720		1,430

平成25年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前	補正	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	
1	使用料及び手数料		150,524	0	150,524			
	1	使用料	150,524	0	150,524			
		1 魚市場使用料	150,524	0	150,524	1 魚市場使用料	0	
2	繰入金		98,770	0	98,770			
	1	一般会計繰入金	98,770	0	98,770			
		1 一般会計から繰入	92,742	0	92,742	1 一般会計から繰入	0	
		2 一般会計から借入	6,028	0	6,028	2 一般会計から借入	0	
3	繰越金		1	0	1			
	1	繰越金	1	0	1			
		1 繰越金	1	0	1	1 前年度繰越金	0	
4	諸収入		8,084	69,200	77,284			
	1	雑入	8,084	69,200	77,284			
		1 雑入	8,084	69,200	77,284	1 雑入	69,200	
歳入合計			257,379	69,200	326,579			

平成25年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算説明資料

1款 事業費

1項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業 (事業費)	150,950	69,200	220,150			(雑入) 69,200		
トータルコスト	166,838	69,200	236,038	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.0人	0.0人	2.0人	補助金返還事務、一般会計への償還事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

魚市場内にある仲卸店舗を公募型プロポーザル方式で売却することにより生じる特別会計への雑入を財源として、国庫補助を受けて整備した仲卸店舗内トイレに係る国庫補助金の返還及び一般会計への償還(過去に一般会計から借り入れた借入金の一部返済)を行うものである。

2 主な事業内容

国庫補助金返還予定額(仲卸店舗売却後、国の承認を経て確定) 7,107千円

一般会計への償還額(国庫補助金返還額確定後、確定) 62,093千円

(参 考)

一般会計からの借入状況(平成24年度末時点)

一般会計からの借入金累計額	一般会計への償還金累計額	借入金残高
565,506千円	25,858千円	539,648千円

平成25年度11月補正予算歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位：千円)

款 項 目 節		県営境港水産施設事業特別会計											
		1款 事業費											
		1項 事業費											
		1目 魚市場事業費											
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	2,126		2,126	2,126		2,126	2,126		2,126	2,126		2,126
2	給 料	7,362		7,362	7,362		7,362	7,362		7,362	7,362		7,362
3	職員手当等	3,725		3,725	3,725		3,725	3,725		3,725	3,725		3,725
4	共 済 費	3,033		3,033	3,033		3,033	3,033		3,033	3,033		3,033
5	災 害 補 償 費												
6	恩給及び退職年金												
7	貸 金												
8	報 償 費												
9	旅 費	147		147	147		147	147		147	147		147
	費用弁償												
	普通旅費	147		147	147		147	147		147	147		147
	特別旅費												
10	交 際 費												
11	需用費	856		856	856		856	856		856	856		856
12	役 務 費	602		602	602		602	602		602	602		602
13	委 託 料	134,361		134,361	134,361		134,361	134,361		134,361	134,361		134,361
14	使用料及び賃借料	2,305		2,305	2,305		2,305	2,305		2,305	2,305		2,305
15	工 事 請 負 費												
16	原 材 料 費												
17	公有財産購入費												
18	備 品 購 入 費	45		45	45		45	45		45	45		45
19	負担金、補助及び交付金	361		361	361		361	361		361	361		361
20	扶 助 費												
21	貸 付 金												
22	補償、補填及び賠償金												
23	償還金、利子及び割引料	101,369	69,200	170,569	8,727	69,200	77,927	8,727	69,200	77,927	8,727	69,200	77,927
24	投 資 及 び 出 資 金												
25	積 立 金												
26	寄 付 金												
27	公 課 費	1,087		1,087	1,087		1,087	1,087		1,087	1,087		1,087
28	繰 出 金												
	予 備 費												
	計	257,379	69,200	326,579	164,737	69,200	233,937	164,737	69,200	233,937	164,737	69,200	233,937
財	国庫支出金												
源	繰 入 金	98,770		98,770	52,506		52,506	52,506		52,506	52,506		52,506
内	そ の 他	8,085	69,200	77,285	8,085	69,200	77,285	8,085	69,200	77,285	8,085	69,200	77,285
取	事業収入	150,524		150,524	104,146		104,146	104,146		104,146	104,146		104,146

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 事 業 費	
1 項 事 業 費	
1 目 魚市場事業費	
償還金、利子	7, 1 0 7
及び割引料	6 2, 0 9 3
・国庫補助金返還金	
・一般会計への償還金	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>															
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明等に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="304 674 1390 960"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明</td> <td>1 件につき</td> <td>26,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査</td> <td>1 件につき</td> <td>16,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>				事務の区分	単位	改正後	改正前	酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明	1 件につき	26,000円	24,000円	酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査	1 件につき	16,000円	14,000円
事務の区分	単位	改正後	改正前													
酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明	1 件につき	26,000円	24,000円													
酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査	1 件につき	16,000円	14,000円													

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(206) 略</p> <p>(207) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定により<u>財務大臣が定める酒類</u>における有機等の表示基準（次号において「酒類における有機等の表示基準」という。）を満たしている旨の証明 1件につき<u>26,000円</u></p> <p>(208) <u>酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査</u> 1件につき<u>16,000円</u></p> <p>(209)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(206) 略</p> <p>(207) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に<u>基づく酒類</u>における有機等の表示基準（次号において「酒類における有機等の表示基準」という。）を満たしている旨の証明 1件につき<u>24,000円</u></p> <p>(208) <u>県が定める証明業務規程の規定に基づく酒類</u>における有機等の表示基準に係る<u>調査及び再調査</u> 1件につき<u>14,000円</u></p> <p>(209)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立農村総合研修所）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立農村総合研修所</p> <p>（2）指定する指定管理者 鳥取市末広温泉町723番地 鳥取県農業協同組合中央会 会長 高見 俊雄</p> <p>（3）指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 農村総合研修所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県農業協同組合中央会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立農村総合研修所指定管理候補者の選定について

鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）について、農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指名管理候補者（指名指定）

団体名：鳥取県農業協同組合中央会（以下「JA鳥取県中央会」という。）

代表者：会長 高見俊雄

所在地：鳥取市末広温泉町723番地

2 指名期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 委託料

なし（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

4 審査結果

研修所の指定管理者候補として、審査委員会において審査した結果、研修所の管理運営を適切に行うことができると認められた。

なお、次の2点について審査委員会意見が付されている。

①利用者が減少傾向にあるので、よりいっそう利用促進に努めること

②収支計画書に一般会計で処理している人件費も記載し、研修所に係る全ての経費が分かるようにすること

5 審査の経緯

JA鳥取県中央会から提出された事業計画書等をもとに面接審査を実施して、説明を受け、質疑応答後、あらかじめ定めた審査項目ごとに、基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

	氏名	所属・役職等
委員長	武部 隆	公立大学法人鳥取環境大学教授
副委員長	藤井 亮子	湯梨浜町農業委員
	鳥飼 育子	指導農業士
	牧野 芳光	税理士
	西山 信一	農林水産部長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成25年8月19日

・指定管理者制度及び研修所の現地説明及び審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成25年10月29日

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	(1)管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕	配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1)施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) (2)管理の基準及びサービスの提供内容への取組 〔開所時間、休所日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 (3)施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 (4)外部委託の妥当性 (5)事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (6)利用者等の要望の把握の妥当性	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1)収支計画及び見積り内容の妥当性	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1)法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 (2)組織及び職員の配置等の妥当性 (3)関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4)法人等の社会的責任の遂行状況 〔障害者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等〕 (5)当該施設の管理運営状況の実績評価	25点

(4) 審査結果

審査基準	適/不適	平均点数	審査項目に対する主な意見
1	適		施設の平等な利用を確保できるものである。
2		43 55	臨時開所等利用者へ柔軟に対応している。 幅広い利用を図ろうとする意欲が感じられる。
3		13 20	収支計画は妥当である。

4	$\frac{16.5}{25}$	利用料金で賄えない部分は自己財源で対応している。
合計	$\frac{72.5}{100}$	

6 事業計画の概要

(1) 管理運営の方針

- 農村指導者等の研修のための利用に供しつつ、農業に対する理解を深めるため広く一般県民の利用拡大に努める。
- 施設の運営については、利用しやすい環境づくりを目指し、利用促進を図る。

(2) 開所時間・休所日

現行と同じとするが、利用者から申し込みがあれば、臨時開所に応じる。

○開所時間 午前8時30分から午後5時

○休所日 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/13～15）

(3) 利用料金等

○利用料金（現行と同様に設定）

研修室等 1時間につき250円（定員10名）～1,030円（定員8.0名）

宿泊料金 1泊2食 4,000円（うち夕食800円、朝食200円）

○減免事項（現行と同様に設定）

身体障害者等及びその介護者が利用者の半数以上 全額減免（半数未満 1/2減免）

要介護認定者等及びその介護者が利用者の半数以上 全額減免（半数未満 1/2減免）

※上記の者が宿泊棟を利用する場合は、1/2減免（食事、クリーニング代等を除く）

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

○火災報知機の設置や進入防止システムの導入による警備会社と連動した連絡体制を整備し、夜間も、定期的に警備会社による見回りを実施する。

○万が一に備えて、避難マニュアルを作成し、図上訓練を実施する。

○利用者、来所者の急な病気、けが等に備え、初期行動・処理の訓練を実施する。

(5) 個人情報保護、情報公開への対応

○鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮する。

○鳥取県個人情報保護条例と指定管理者J A鳥取県中央会情報公開規程を遵守する。

(6) サービス向上と利用促進のための取組

○農業に関する図書コーナーを設置し、保管している図書やビデオの貸し出しを行う。

○利用者へのアンケートを実施し、意見要望を運営に反映する。

○日本農業新聞、J Aの機関紙への掲載、農業団体や各種団体、地元自治体等へのPRを行うなど、利用促進に努める。

○インターネットの設置による利用者の利便性の向上を図る。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：公募</p>

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の指定管理候補者の選定について

農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「梨記念館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市栄町606番地） 理事長 衣笠 克則

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

531,000千円……（1） （債務負担行為額 531,140千円）
 [参考] 単年度委託料の額（（1）÷5年） 106,200千円

4 選定理由

梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への寄与、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成25年7月11日から同年8月26日まで（現地説明会7月19日）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
若松 信宏（委員長）	西日本税理士法人（税理士）
寺地 政明（副委員長）	鳥取県果樹研究同志会会長
平元 陽亮	くらよし佐野法律事務所（弁護士）
藤井 美紗子	花屋別館 専務
足立 純子	倉吉博物館協議会 委員
秦野 みほ	有限会社千疋屋 企画室長（シニア野菜ソムリエ）
西山 信一	鳥取県農林水産部長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成25年7月1日
 指定管理者制度及び梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成25年9月3日
 面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料額の多寡 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	40

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	29.1
選定基準3	20	8.7
選定基準4	40	37.0
合計	100	74.8

※点数は審査会出席委員6名の平均

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の平等な利用を確保できるものである。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・計画全体としては評価できる。
- ・多様な観光施設の管理を長年行ってきたことで培われたノウハウは、この法人ならではの長所といえる。
- ・食農教育（出前梨教室等）の充実と、地域の人が繰り返し訪れるような取り組みの検討が必要。
- ・来館者アンケート等の外部意見に加えて内部のスタッフの意見も積極的に活用すること。
- ・外国人観光客の誘致を強化するなど観光PRを行う際のターゲットを絞り込む方が良い。
- ・旅行会社等に対しては、もっと積極的に内容のPRを行うとともに、体験等を行う施設であることをPRして滞在時間を長めにとってもらおうようにするほうがよい。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・限られた予算における管理運営は評価できる。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・財政基盤は安定しており、透明性も高い。
- ・安定した職員の雇用形態を検討することを希望する。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○午前9時から午後5時まで（最終入館 午後4時40分）

- ・倉吉未来中心で全国規模の大会・イベントなどがある場合は、柔軟に対応
- ・ゴールデンウィーク及び小中学生の夏休み期間中の土・日曜日は午後6時まで開館延長
- ・旅行会社等の依頼により、前後の開館時間を延長する必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

○休館日 毎月第1、第3、第5月曜日及び12月29日から1月3日まで

*倉吉未来中心の休館日と同様

*ただし、旅行会社等の依頼により開館の必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

(2) 利用料金

	個人	団体（有料10名以上）	団体（有料20名以上）
大人（高校生以上）	300円/人	270円/人	240円/人
小人（小学生以上）	150円/人	130円/人	100円/人

・会員制パスポート料金（有効期間1年間）

種別	新規	継続
大人（高校生以上）	1,500円/人	1,200円/人
小人（小学生以上）	700円/人	500円/人

○減免事項

・現行の減免事項を継続

（身体障がい者、要介護者、校外学習利用者、外国人観光客等への減免、パスポート会員とその同伴者の利用等）

・理事長特認を追加（減免率：1割～全割）

・無料感謝デーの設置

（毎月最終日曜日、とっとり県民の日（9月12日）、関西文化の日（11月第3土曜日）等）

(3) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

○受付・案内の機能強化（観光案内の実施等）

○情報発信・広報宣伝

- ・周辺の観光関係団体との連携PRや無料広報（HPやマスコミへの資料提供等）の活用
- ・TV、ラジオ、新聞折込、新聞広告等の有料媒体を活用した広報を積極的に実施

○来館者の満足度の向上や県産果実に対する理解を促進するためのイベントの開催及び展示の充実

○ミュージアムショップとフルーツパーラーの一体的運用による「買い物・飲食ゾーン」としての充実

○鳥取県中部観光施設ネットワークなどによる外部意見の収集と反映

(4) 観光振興への寄与

○中部地域の各観光関係団体とタイアップした誘客活動の実施

○東アジアを中心とした外国人観光客の集客促進及び受入体制の整備

(5) 県内果樹振興への寄与

○梨生産農家への情報提供・情報交換の場として「梨づくり大学」や「梨のなんでも相談室」の実施

○鳥取県産新品種の啓発活動等の実施

○梨ガーデンの充実

○小中学生を対象とした食農教育の推進

(6) 収入確保及び経費削減のための取組

○売店・喫茶営業による売上の確保

○再委託業務の契約における複数年契約、競争入札の実施

- (7) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理
 - 職員の意識向上による廃棄物の減量化
 - リサイクル、グリーン購入の実施
 - TEASⅡ種の環境管理マニュアルに基づく運営の実施
- (8) 県との連携確保
 - 県主催事業への積極的な参加等

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり出合いの森）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立とっとり出合いの森</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市杉崎470番地1 株式会社 谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 喜次</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 鳥取県立とっとり出合いの森の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社谷尾樹楽園を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立とっとり出合いの森の指定管理候補者の選定について

農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり出合いの森（以下「とっとり出合いの森」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

株式会社 谷尾樹樂園（鳥取市杉崎字大政470-1）代表取締役 谷尾 喜次

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

161,200千円・・・(1) (債務負担行為額 172,570千円)

〈単年度委託料の額（(1)÷5年）32,240千円〉

※参考

鳥取市委託料総額 40,300千円 (鳥取市債務負担行為額 43,142千円)

4 選定理由

とっとり出合いの森の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、「指定管理条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体を指定管理候補者として選定した。

《審査委員意見》

・来園者の利用の中心である、芝生広場やその周辺の植栽木の管理に必要な技能や職員の配置、利用者の要望把握とその対応、事故防止等の安全管理、安定した経営基盤など総合的に優れていると認められる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成25年7月22日から同年9月5日まで（現地説明会8月6日）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
株式会社 谷尾樹樂園	鳥取市杉崎字大政470-1	代表取締役 谷尾 喜次
鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西二丁目413	代表理事長 森下 洋一

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
家中 茂（委員長）	鳥取大学地域学部地域政策学科 准教授
川添 あけみ（副委員長）	学校法人矢谷学園 鳥取第五幼稚園 園長
若松 信宏	税理士（西日本税理士法人）
赤井 伸江	里環境デザイン 代表
嶋沢 和幸	鳥取県農林水産部 森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年7月1日

指定管理者制度及びとっとり出合いの森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成25年10月8日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(森林への理解を深める事業、サービス向上策、利用促進策等) 施設設備の維持及び安全・衛生管理の水準 開園時間、休園日 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 個人情報保護、情報の公開 利用者等の要望の把握 	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容の妥当性 県の委託料額の多寡 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	40

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

区分	配点	株式会社 谷尾樹楽園 (A)	鳥取県森林組合連合会 (B)
審査基準1	適/不適	適	適
審査基準2	40	22.7	23.2
審査基準3	20	12.4	14.8
審査基準4	40	22.8	19.1
合計	100	57.9	57.1

主な審査項目について

※点数は審査会出席委員5名の平均

○審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A・Bの提案とも平等な施設利用を確保できるものと評価された。

○審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- A：施設の維持管理及び安全・衛生管理、災害などの事故防止対応への評価は高かったが、森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進の取組みへの評価が低かった。
- B：森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進の取組みについては、発想の新しさ等の評価が高かったが、実行面での検討が十分ではないとの意見があった。

○審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- A：適切な収支見通しの評価が高かった。
- B：安価な委託料の評価が高かった。

○審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- A：芝生や植栽の管理を安定して行うために必要な人材及び経常基盤を有している点への評価が高かった。また、男女共同参画企業の認定を受け社会的責任の遂行を図っている点も評価された。
- B：森林への理解を深める事業の企画・執行能力のある職員の配置については、評価が高かったが、芝生や植栽の管理を行うための技術者の不在等、管理運営の組織・職員の職種等への評価が低かった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・質の高いサービスの提供を目指し管理運営に取り組む。
- ・『運営ノウハウ』・『技術ノウハウ』を効率よく活用し、経費の削減を実行する。
- ・管理運営にあたり、官（県・市）、民との役割と責任を踏まえながらパートナーシップを構築し、情報等を共有することによって連携と協力を深める。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 森林への理解を深める事業への取組内容

- ・年間を通じて、自然観察会や木工教室など森林や自然を理解する催しを各種団体と連携しながら20企画のイベントを実施する。
- ・（公財）日本体育施設協会によるスポーツファシリティーズ保険に加えてイベント時にはレジャーサービス施設保険に加入し、万が一の怪我や事故等に備える。

イ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・緑の美しさを提供し、来園者の心を癒やす快適な公園をつくる。
- ・マスコミやホームページ等を活用し、旬の見どころを等様々な情報を発信し、公園の魅力を最大限PRする。
- ・利用者が親しみを持って利用できるような様々な教育を実践する。
- ・サービスチェックリスト、施設向上チェックリストを作成し、質の高いサービスを維持、向上させる。
- ・アンケート等により把握した利用者の要望を把握し、公園の管理運営に反映する。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理及び安全・衛生管理に向けた考え方

- ・利用者が常に安全で快適に利用できるよう、毎日の定期的な巡回パトロールにより、事故を未然に防ぐ。

- ・限られた予算の中で、補修、改良の祭は、安全性、緊急性を第一に対応する。
- ・上下水道、浄化槽等は常に衛生管理に心掛け、日常清掃、法定検査、定期点検を実施する。
- ・公園内のトイレ、管理棟、展示館は、毎朝清掃し、清潔感を維持する。

イ 外部委託の考え方

- ・自社で対応できる業務は自社で行い、専門的な業務は外部委託する。委託先は、3社程度の見積りを徴収し選定する。

(4) 開園時間及び休園日

- ・休園日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。
- ・開園時間は午前9時から午後5時までとするが、夏期には利用者の要望を反映させ、午前9時から午後6時までと1時間延長する。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・園内での火の取り扱いを規制し、所定の場所以外での喫煙を禁止とする。
- ・エイド、緊急時対応教育を行い、緊急時の速やかな対応に備える。
- ・事件・事故が発生した場合、連絡体制網により関係各署へ連絡する。

(6) 個人情報保護等への対応

- ・細心の注意と最大限の努力をもって、個人情報の保護、管理を行う。
- ・情報公開条例の趣旨に則り作成した「とっとり出合いの森情報公開規定」により運営している。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページでの受付、アンケート用紙の設置、利用者からの聞き取り、電話、ファクシミリでの受付等により利用者等の要望を把握する。
- ・利用者等の要望について、その対応についてホームページで公開し、利用者へ伝える。

(8) 組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織

- ・施設責任者は、造園業務歴が30年以上の者を配置
- ・施設責任者（1名、常勤）、庶務スタッフ（1名、常勤）、マルチスタッフ（1名、常勤）、サポートスタッフ（5名、非常勤）、監査役（2名）
- ・常時2名以上の職員の配置

イ 森林への理解を深める事業の企画・執行能力のある職員の配置

- ・自社職員と外部講師により実施
- ・他団体（専門的知識を有した者）との連携により実施

(9) その他の計画等

- ・仕様書に定められた数量以上に、現場の状況に応じた芝刈り、除草、池清掃、竹の伐採を実施
- ・冬季は来園者のために、除雪がされない市道から入口ゲートにかけての除雪を行う。

<p>件名</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港）について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 （1）公の施設の名称 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港</p> <p>（2）指定する指定管理者 境港市昭和町9番地7 境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 大谷 和三</p> <p>（3）指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港水産物市場管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者の選定について

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、次の法人を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

境港水産物市場管理株式会社 境港市昭和町9番地7 代表取締役社長 大谷和三

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

714,835千円・・・(1)（債務負担行為額 714,835千円）

〔参考〕単年度委託料の額（(1)÷5年） 142,967千円

うち市場委託料	136,087千円
漁港委託料	6,880千円

4 審査結果

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記団体を指名し、審査委員会において審査した結果、事業計画書、収支計画書等の内容は適切であり、指定管理者として適当であると認める。

5 審査の経緯

境港水産物市場管理株式会社から提出された事業計画書等の審査及び面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているかを審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
松澤 以尚（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	税理士
酒井 裕規	鳥取環境大学経営学部経営学科講師（専門：公益事業論など）
木村 真理子	境港商工会議所女性会会長
小林 美穂子	元西部東商工会産業支援センター経営支援課主任（経営指導員）

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年8月1日

審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成25年9月3日

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明・面接審査、審査基準に照らした審査

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目
1	公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか (指定手続条例第5条第1号)	・管理運営の基本的な考え方
2	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか (指定手続条例第5条第2号)	・管理の基準 ・施設設備の維持管理の基準 ・業務の外部委託 ・事故・事件の防止措置と緊急時の対応

3	公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであるか (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費の効率化の考え方は適切か ・収支計画の見通しは適切か
4	公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政基盤、経営基盤は安定しているか ・組織及び職員の配置等 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等を受けていないか ・法人等の社会的責任の遂行状況 ・管理運営実績評価

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

審査基準	適/不適・点数	審査項目に対する主な意見
1	適	○指定管理を受け入れるために設立した会社であり、目的意識が明確で、業務に習熟している。
2	$\frac{49.8}{55}$	○県、水産関係者とのコミュニケーションをうまくとり、良好な関係を築けている。
3	$\frac{17.6}{20}$	○収支計画は適切である。
4	$\frac{15.0}{25}$	○人材が優れており、自ら対応できている。 ○地元の3荷受業者でスムーズに管理運営されている。
総合	$\frac{82.4}{100}$	○鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者の候補者として適当であると認める。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の方針

- 水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るという設置目的を自覚して管理運営に当たる。
- 関係法令等を遵守し、指導・教育を徹底する。
- 県とコミュニケーションを図り、パートナーシップで問題解決に当たる。
- 中立・公平・公正な運営に努め、問題・課題解決に当たる。
- 見積り合せ・価格交渉を徹底し、経費削減を図る。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 県と密接な連携を図り、公平な管理運営を行う。
- 職員が問題意識をもって業務に取り組み、組織としても情報の共有化を徹底する。
- 巡回等において施設のハード面で問題ないか把握する。

(3) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- マニュアルの形骸化を防ぐため、職員の教育を徹底する。
- 利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等、万全な体制を構築する。
- 利用者の苦情・要望等について迅速な対応を心がける。

(4) 個人情報保護、情報公開への対応

- 職員の教育を徹底し、資料の厳重な管理を行う。
- 鳥取県情報公開条例に則って策定した情報公開規程に基づき、県民の理解と信頼が得られるよう適切に運用する。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 要望の把握に努め、情報の共有化を図り、対策を迅速に実行する。